



茨城県報

第 1 1 5 3 号

平成12年 4 月20日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

使用料徴収事務の委託 (女性青少年課)	1
指定居宅サービス事業者の指定 (2件) (高齢福祉課)	2
指定居宅介護支援事業者の指定 (2件) (高齢福祉課)	5
定款変更の認可 (2件) (農村計画課)	6
道路の区域の変更 (10件) (道路維持課)	6
道路の供用の開始 (5件) (道路維持課)	11
政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正 (出納第一課)	12
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (県税事務所)	15
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	15

公 告

落札者等の公示 (消防防災課)	15
予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	16
平成12年度茨城県採石業務管理者試験 (工業技術課)	16
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	20
都市計画の図書の縦覧 (7件) (都市計画課)	20
都市計画事業の施行者の名称等 (公園街路課)	22
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	23
道路の位置の指定 (建築指導課)	23

正 誤

平成 9 年 8 月21日付け茨城県報第883号中	24
---------------------------------	----

告 示

茨城県告示第531号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人 茨城県教育財団

2 委託にかかる使用料

茨城県吾国山洗心館の設置及び管理に関する条例（昭和43年茨城県条例第4号）第8条に規定する茨城県立吾国山洗心館の使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
日立市	日立市萬春園短期入所生活介護事業所	日立市鮎川町 2 丁目 6 番38号	短期入所生活介護	平成12年 3月24日
株式会社 サンライズヴィラ土浦	株式会社 サンライズヴィラ土浦 かがやき指定短期入所生活介護事業所	土浦市常名2212番地	短期入所生活介護	〃
社会福祉法人 香寿会	特別養護老人ホーム「さらの杜」	取手市下高井字水砂2148番地 1	短期入所生活介護	〃
社会福祉法人 神樹会	特別養護老人ホーム サントピア鹿島	鹿嶋市宮中5200	短期入所生活介護	〃
社会福祉法人 やすらぎ会	特別養護老人ホーム きたうら	行方郡北浦町山田3339番地 6	短期入所生活介護	〃
社会福祉法人 筑園苑	特別養護老人ホーム 筑園苑	真壁郡関城町木戸354番地	短期入所生活介護	〃
社会福祉法人 豊生会	福楽園 コスモス	行方郡牛堀町上戸字ツク子 1921番地 1	痴呆対応型共同生活介護	〃
日立市	日立市 かねはたデイサービスセンター	日立市大沼町 3 丁目25番10号	通所介護	〃
社会福祉法人 香寿会	社会福祉法人 香寿会 「さらの杜」指定通所介護事業所	取手市下高井字水砂2148番地 1	通所介護	〃
財団法人 牛久市高齢者福祉事業団	牛久市高齢者福祉事業団	牛久市女化町859 - 3 牛久市総合福祉センター	通所介護	〃
社会福祉法人 若竹会	牛久さくら園通所介護事業団所	牛久市上柏田 1 丁目18番地 4	通所介護	〃
社会福祉法人 神樹会	サントピア鹿島デイサービスセンター	鹿嶋市宮中5200番地	通所介護	〃
社会福祉法人 武仁会	銚田サンハウス 通所介護事業所	鹿島郡銚田町鳥栖字長沼2100 - 9	通所介護	〃
社会福祉法人 やすらぎ会	きたうらデイサービスセンター	行方郡北浦町山田3339 - 6	通所介護	〃
社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会	社会福祉法人美浦村社会福祉協議会指定通所介護事業所	稲敷郡美浦村受領1546番地の 1	通所介護	〃
社会福祉法人 筑園苑	筑園苑デイサービスセンター	真壁郡関城町木戸354番地	通所介護	〃

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 恒徳会	桃香園デイサービスセンター	真壁郡大和村大国玉2513 - 10	通所介護	平成12年 3月24日
医療法人 秀栄会	山田病院	水戸市三の丸 1 丁目 3 番29号	通所リハビリ テーション	〃
医療法人財団 縣南病院	医療法人財団 縣南病院	土浦市中村町1087番地の 3	通所リハビリ テーション	〃
医療法人 八郷病院	八郷病院	新治郡八郷町東成井字園東 2719番地	通所リハビリ テーション	〃
株式会社 サンライ ズヴィラ土浦	株式会社 サンライズヴィラ土浦 「かがやきの郷」指定特定施設入 所者生活介護	茨城県土浦市常名2212番地	特定施設入所 者生活介護	〃
宗教法人 阿弥陀寺	敬老園ロイヤルヴィラ水戸	茨城県東茨城郡桂村赤沢1500	特定施設入所 者生活介護	〃
社会福祉法人 欣水会	指定福祉用具貸与事業所 滝の園	土浦市穴塚1935番地	福祉用具貸 与	〃
有限会社 横張医科器械店	有限会社 横張医科器械店	水海道市豊岡町乙1160番地39	福祉用具貸 与	〃
株式会社 筑波サービス	株式会社 筑波サービス	つくば市天久保一丁目 3 番	福祉用具貸 与	〃
財団法人 筑波麓仁会	福祉用具レンタル事業所 そよかせ	つくば市上横場2573番地の 1	福祉用具貸 与	〃
社会福祉法人 鹿嶋 市社会福祉協議会	鹿嶋市社協福祉用具貸与事業所	鹿嶋市平井1350番地の45	福祉用具貸 与	〃
社会福祉法人 千代 川村社会福祉協議会	千代川村社会福祉協議会シルピア	結城郡千代川村別府545	福祉用具貸 与	〃
医療法人 喜望会	老人保健施設 生きいき倶楽部	結城市結城9143 - 1	訪問介護	〃
有限会社 ほっと水戸	有限会社 ほっと水戸	水戸市千波町2320 - 6	訪問介護	〃
有限会社 日立看護 婦家政婦紹介所	有限会社 日立看護婦家政婦紹介所	日立市東町 1 丁目15番地13号	訪問介護	〃
株式会社 みのり	ヘンパーステーション マザー24	古河市本町 2 丁目 5 - 39号	訪問介護	〃
有限会社 ゆり	有限会社 ゆり	古河市本町三丁目21番37号	訪問介護	〃
株式会社 二チイ学館	アイリスケアセンター古河	古河市本町 2 - 5 - 23 ほりこしビル 1 F	訪問介護	〃
下館市	下館市居宅介護サービスセンター	下館市下中山732 - 1	訪問介護、訪 問入浴介護	〃
株式会社 二チイ学館	アイリスケアセンター下館	下館市丙209 - 13エスタ21 - 2 F	訪問介護	〃
竜ヶ崎市農業協同組 合	竜ヶ崎市農協介護センター	龍ヶ崎市8200番地	訪問介護	〃
株式会社 二チイ学館	アイリスケアセンター牛久	牛久市南 2 - 1 - 11	訪問介護	〃
社会福祉法人 山方 町社会福祉協議会	山方町社会福祉協議会指定訪問介 護事業所	那珂郡山方町山方660番地	訪問介護	〃
医療法人 大森医院	医療法人大森医院訪問介護事業所	久慈郡里美村徳田474番地	訪問介護	〃
有限会社 神栖家政婦紹介所	神栖ホームサービス	鹿島郡神栖町溝口4873番地326	訪問介護	〃

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社団法人 潮来町シルバー人材センター	社団法人 潮来町シルバー人材センター介護保険事業所	行方郡潮来町辻765番地潮来町農村高齢者センター内	訪問介護	平成12年 3月24日
有限会社 アイ・アイ・リリース	有限会社 アイ・アイ・リリース	結城郡石下町新石下3967番地の3	訪問介護	〃
藤代町	ホームケアふじしろ	北相馬郡藤代町藤代700番地	訪問介護	〃
社会福祉法人 若竹会	牛久さくら園 訪問入浴介護事業所	牛久市上柏田1丁目18番地4	訪問入浴介護	〃
有限会社 やさしい手つくば	やさしい手つくば 訪問入浴介護事業所	牛久市栄町5-9-2	訪問入浴介護	〃
社会福祉法人 清河会	訪問入浴介護事業所サングリーン ピア山方	那珂郡山方町西野内1537番地1	訪問入浴介護	〃
社会福祉法人 武仁会	銚田サンハウス 訪問入浴介護事業所	鹿島郡銚田町鳥栖字長沼2100-1	訪問入浴介護	〃
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	新治郡千代田町上土田415番地	訪問入浴介護	〃
社会福祉法人 筑園苑	筑園苑 訪問入浴介護事業所	真壁郡関城町木戸354番地	訪問入浴介護	〃

茨城県告示第533号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社 関東医学研究所	赤塚ヘルパーステーション そよ風	水戸市松ヶ丘2-6-10 松ヶ丘ビル201	訪問介護	平成12年 3月31日
株式会社 関東医学研究所	土浦ヘルパーステーション そよ風	土浦市田中1丁目1番地32号	訪問介護	〃
株式会社 関東医学研究所	中根ヘルパーステーション そよ風	つくば市横町字宮の前368-7	訪問介護	〃
株式会社 関東医学研究所	谷田部ヘルパーステーション そよ風	つくば市谷田部字陣屋下 2844番地2号	訪問介護	〃
社会福祉法人 瓜連町社会福祉協議会	瓜連町社会福祉協議会 指定訪問 介護事業所	那珂郡瓜連町古徳371 総合センターらぼーる内	訪問介護	〃
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 茨城県済生会	なでしこヘルパーステーション	鹿島郡波崎町8968番地 社会福祉法人 恩賜財団済生会波崎済生病院内	訪問介護	〃
株式会社 関東医学研究所	阿見ヘルパーステーション そよ風	稲敷郡阿見町曙178	訪問介護	〃
社会福祉法人 恵和会	めぐみ老人デイサービスセンター	水戸市見和二丁目200-6	通所介護	〃
有限会社 ヘルスケアー下妻	憩いの家 うらら	下妻市高道祖字西原1384番地52	通所介護	〃
宮原 研一	水海道西部病院	水海道市豊岡町丙685	通所リハビリテーション	〃

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社 カサブランカ	有限会社 カサブランカ	ひたちなか市平磯遠原町 17番地14	痴呆対応型共 同生活介護	平成12年 3月31日
社会福祉法人 青丘	グループホーム こすもす	東茨城郡美野里町橋場美字宮前 528番	痴呆対応型共 同生活介護	"
有限会社 カサブランカ	有限会社 カサブランカ大宮	那珂郡大宮町石沢1595番地	痴呆対応型共 同生活介護	"
株式会社 関東医学研究所	土浦 介護ショップ そよ風	土浦市田中 1 丁目 1 番地32号	福祉用具貸 与	"

茨城県告示第534号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
茨城県厚生農業協同 組合連合会	総合病院水戸協同病院	水戸市宮町 3 丁目 2 番 7 号	居宅介護支 援事業	平成12年 3月24日
医療法人 清風会	老人保健施設 「医療法人 清風会 寿桂苑」	猿島郡猿島町杓掛字猪子 4527 - 1	居宅介護支 援事業	"
寺島薬局 株式会社	寺島薬局 株式会社 介護事業部 水戸営業所	水戸市吉沢町162 - 2 コーポBE A	居宅介護支 援事業	"
有限会社 ゆり	有限会社 ゆり	古河市本町三丁目21番37号	居宅介護支 援事業	"
社会福祉法人 結城 市社会福祉協議会	社会福祉法人 結城市社会福祉協議会	結城市結城344番地 5 結城市役所分庁舎	居宅介護支 援事業	"
社会福祉法人 あかね会	指定居宅介護支援事業所あかね	北茨城市関本町関本中字辻 265番地の1	居宅介護支 援事業	"
医療法人 秀仁会	ケアプランセンター おはよう館	北茨城市磯原町磯原前大沢 1919 - 4	居宅介護支 援事業	"
有限会社 堀越メディ カルサービス	指定居宅介護支援事業所 みち	東茨城郡茨城町長岡 3317番地の22	居宅介護支 援事業	"
医療法人 誠潤会	じょうほく 指定居宅介護支援事業所	東茨城郡常北町石塚1395番地	居宅介護支 援事業	"
社会福祉法人 桂村 社会福祉協議会	桂村社会福祉協議会 居宅介護支 援事業所	東茨城郡桂村上坪594番地 1 坪地区公民館	居宅介護支 援事業	"
社会福祉法人 鉾田 町社会福祉協議会	社会福祉法人 鉾田町社会福祉協 議会 指定居宅介護支援事業所	鹿島郡鉾田町当間228番地 老 人福祉センター第1ともえ荘内	居宅介護支 援事業	"
医療法人 社団 善仁会	すーぶねっと サービス大洋居宅介護支援事業所	鹿島郡大洋村汲上3128	居宅介護支 援事業	"
医療法人 東湖会	居宅介護支援事業所 春の場所	鹿島郡鉾田町柏熊985 - 1	居宅介護支 援事業	"
医療法人 社団 同仁会	常南病院居宅介護支援センター	行方郡潮来町辻字横田386番地	居宅介護支 援事業	"
株式会社 千葉薬局	ヤックス麻生 訪問介護支援センター	行方郡麻生町麻生字一丁目 3290 - 65 ヤックスドラッグ麻 生店内	居宅介護支 援事業	"

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
医療法人 社団 双愛会	つくば双愛居宅介護支援事業所	稲敷郡荃崎町高崎1008	居宅介護支援事業	平成12年 3月24日
社会福祉法人 真壁 町社会福祉協議会	社会福祉法人 真壁町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	真壁郡真壁町山尾604 - 1	居宅介護支援事業	"
藤代町	ホームケアふじしろ	北相馬郡藤代町藤代700番地	居宅介護支援事業	"

茨城県告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成12年 4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
医療法人 社団 相川会	せんば指定居宅介護支援事業所	水戸市千波町214番地 6 コアクリニック	居宅介護支援事業	平成12年 3月31日
日本福祉介護株式会 社	さくら介護支援事業所	水戸市八幡町7番13 - 503号 (シャトー水戸)	居宅介護支援事業	"
社会福祉法人 瓜連 町社会福祉協議会	瓜連町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	那珂郡瓜連町古徳371 総合センターらぼーる内	居宅介護支援事業	"
医療法人 根本医院	根本医院 みはらし	久慈郡金砂郷町久米230番地	居宅介護支援事業	"

茨城県告示第536号

平成12年3月14日付けで、つくば市筑波土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成12年4月11日認可した。

平成12年 4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第537号

平成12年3月31日付けで、中根土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成12年4月13日認可した。

平成12年 4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡三和町大字大和田 字溜西1776番13から	旧	メートル 最大 23.0 最小 10.0	メートル 2,186	
		新	最大 25.5 最小 14.0	2,186 現道拡幅

茨城県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
猿島郡境町大字塚崎字六軒前 (四) 1148番地先から	旧	メートル 最大 14.0 最小 8.5	メートル 1,880		
		最大 40.0 最小 16.0	1,620		
		新 (A)	最大 14.0 最小 8.5	1,880	区域除外

茨城県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 竜ヶ崎阿見線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市愛戸町52番2地先から 竜ヶ崎市貝原塚町 字向山2172番3地先まで 竜ヶ崎市愛戸町52番2地先から 竜ヶ崎市貝原塚町 字向山2172番3地先まで	旧	メートル 最大 46.0	メートル 4,588	
		最小 16.0		
		最大 28.0	3,992	
		最小 7.5		
竜ヶ崎市愛戸町52番2地先から 竜ヶ崎市貝原塚町 字向山2172番3地先まで 竜ヶ崎市愛戸町52番2地先から 竜ヶ崎市貝原塚町 字町田1713番3地先まで	新	最大 46.0	4,588	旧道移管
		最小 16.0		
		最大 28.0	2,770	
		最小 7.5		

茨城県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 取水水海道自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字藤代 字本田堤付92番地先から	旧	メートル 最大 19.0	メートル 259	
		最小 13.0		
北相馬郡藤代町大字藤代 字本田堤付430番1地先まで	新	最大 4.0	277	県道付替
		最小 4.0		

茨城県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 岩瀬土浦自転車線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字藤沢 字播磨廊1821番 3 から	旧	メートル 最大 37.4 最小 14.8	メートル 200	
		新	最大 32.0 最小 10.0	200

茨城県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 野田牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈町大字青木 字青木420番地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 6.0	メートル 1,777	
		新	最大 14.0 最小 8.8	1,777

茨城県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 館野牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字南中妻 字牛組地181番 2 地先から	旧	メートル 最大 15.0 最小 4.0	メートル 1,919	
		新	最大 26.0 最小 5.0	1,919

茨城県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡境町大字染谷字中道318番2から	旧	メートル 最大 15.0 最小 9.0	メートル 588	
		猿島郡境町大字染谷字杉戸内647番5まで	新	最大 18.0 最小 15.0

茨城県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 東野田古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字西牛谷 字西谷1695番1地先から	旧	メートル 最大 9.0 最小 8.0	メートル 60	
		古河市緑町2374番1地先まで	新	最大 15.0 最小 8.0

茨城県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 境間々田線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
	旧	メートル 最大 - 最小 -	メートル -	
猿島郡境町大字塚崎 字前原3525番 6 地先から 猿島郡境町大字塚崎 字地藏山772番 3 地先まで	新	最大 40.0 最小 9.0	2,210	区 域 延 伸

茨城県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 4 月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東野田古河線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字西牛谷字西谷1695番 1 地先から
古河市緑町2374番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 4 月20日

茨城県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 4 月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町大字大和田字溜西1776番13から
猿島郡総和町大字上大野字シベ2997番まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 4 月20日

茨城県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年 4 月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字染谷字中道284番 4 から
猿島郡境町大字染谷字杉戸地623番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 4 月20日

茨城県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下宿常陸鴻巣停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字飯田3221番3地先から
那珂郡那珂町大字飯田3221番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年4月20日

茨城県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字板橋字花田久保2653番3地先から
筑波郡伊奈町大字板橋字沼田3022番35地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年4月20日

茨城県告示第553号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年茨城県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成12年4月20日

茨城県知事 橋 本 昌

3の項及び4の項を次のように改める。

3 期間

- (1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) 本処理手続において、作業日とは、県の休日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) 本処理手続において、期間の初日は算入しない。
- (4) 本処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

4 参加者

- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望する者は、5の項第5号に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。
- (4) 前号の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

9 の項第 1 号を次のように改め、同項を10の項とする。

- (1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する自治大臣の定める区分及び自治大臣の定める額を定める件（平成 7 年自治省告示第207号）によるものとする。ただし、平成 8 年 4 月 1 日から平成10年 3 月31日までの間に締結された調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する自治大臣の定める区分及び自治大臣の定める額を定める件（平成 8 年自治省告示第15号）に、平成10年 4 月 1 日から平成12年 3 月31日までの間に締結された調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する自治大臣の定める区分及び自治大臣の定める額を定める件（平成10年自治省告示第11号）に、平成12年 4 月 1 日以後に締結される調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する自治大臣の定める区分及び自治大臣の定める額を定める件（平成12年自治省告示第11号）によるものとする。

8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次の 1 項を加える。

5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。この場合において、委員会は、当該苦情の申立てがあった旨を、速やかに関係調達機関に通知するものとする。
- (2) 委員会は、原則として、申立て後 7 作業日以内に苦情について検討し、次のアからオまでのいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
- ア 遅れて申立てが行われた場合
 - イ 協定と無関係な場合
 - ウ 軽微又は無意味な場合
 - エ 供給者からの申立てでない場合
 - オ その他委員会による検討が適当でない場合
- (3) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。
- (4) 委員会は、第 2 号アに該当する場合であっても、正当な理由があると認める場合には、当該申立てを受理することができる。
- (5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- (6) 契約締結又は契約執行の停止
- ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。
 - イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
 - ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対し行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従わなければならない。ただし、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。

オ エただし書きの場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付するものとする。

(7) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提示等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べるができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

ケ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。

コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。

シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会において互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴することが適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会の判断により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(8) 第1号の規定による苦情申立てはいつでも取り下げることができる。

(9) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

- (ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書，その一部を含む入札書類その他の文書
- (イ) 関連する事実，判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し，かつ，苦情事項のすべてに答えている説明文
- (ウ) 苦情を解決するうえで必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は，アに定める報告書を受理した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し，当該報告書の写しを送付するとともに，当該写しを受理した後 7 日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。

委員会は，当該意見又は要望を受理した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は，供給者の営業上の秘密，製造過程，知的財産，その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

茨城県告示第554号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので，茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成12年 4 月20日

茨城県常陸太田県税事務所長 外 岡 利 洋

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	山一商事株式会社	茨城県ひたちなか市高場1159番地 1	平成12年 2 月28日

茨城県告示第555号

ひたちなか市大字中根1820番地に事務所を置く中根第三土地改良区から次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 4 月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

就 任

住 所	職 名	氏 名
ひたちなか市大字中根1353番地	理 事	西 野 幸 夫

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成12年度茨城県防災情報システム保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
生活環境部消防防災課
水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成12年 3 月31日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 青 木 利 晴
代理人 東日本支社長 村 井 一 之
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
61,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の場合はその理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

~~~~~

予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条又は第 6 条により行う予防接種については、当該市町村長が自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該事業を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 保 健 所 名 | 医 師     | 医 療 機 関 名 | 所 在 地       |
|---------|---------|-----------|-------------|
| 水海道保健所  | 高 瀬 義 昌 | 水海道西部病院   | 水海道市豊岡丙685  |
| 同 上     | 大 塚 澄 江 | 水海道さくら病院  | 水海道市森下町4447 |

~~~~~

平成12年度茨城県採石業務管理者試験

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づいて知事が行う採石業務管理者試験については採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第 6 号，以下「規則」という。）第 8 条の 7 の規定により次のとおり公告する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 試験期日及び時間
平成12年 6 月 6 日（火）午前10時から12時まで
- 2 試験場所
水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号
茨城県水戸合同庁舎 7 階会議室

(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

3 受付願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 平成12年 5 月 8 日 (月) から平成12年 5 月15日 (月) まで
(ただし、土・日曜日を除く。)

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、土・日曜日を除く。)

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書して上記期間に必着するよう発送すること。

4 受験願書提出先

最寄りの地方総合事務所商工労政課 (日立商工分室を含む。)

なお、各地方総合事務所商工労政課等の所在地は次のとおりである。

(1) 水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号

茨城県県北地方総合事務所 商工労政課

(2) 日立市幸町 1 丁目21番 2 号 (日立市商工会議所会館内)

茨城県県北地方総合事務所 日立商工分室

(3) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3

茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課

(4) 土浦市真鍋 5 丁目17番26号

茨城県県南地方総合事務所 商工労政課

(5) 下館市二木成615番地

茨城県県西地方総合事務所 商工労政課

5 試験科目

(1) 法令

岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 技術

岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石の堆積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

6 受験手続

(1) 提出書類

受験願書 所定の様式 (規則第 8 条の 9 様式第 9) を使用すること。

履 歴 書 所定の様式 (規則第 8 条の 9 の第 1 号様式第10) を使用すること。

写 真 縦3.5cm横2.5cm、脱帽、正面向、上半身出願前 6 か月以内に撮影したものを 2 枚用意し、裏面に氏名、年齢、撮影年月日を記載して、1 枚提出すること。もう 1 枚は、後日送付する受験票に貼付し試験当日持参すること。

住 民 票

(2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

7 合格発表

平成12年 6 月14日 (水) に茨城県商工労働部工業技術課及び受験願書提出先である各地方総合事務所商工労政課 (日立商工分室を含む。) に掲示するとともに、合格者に通知する。

(様式第 9)

収 入 証

紙貼付け欄

(消印をしないこと)

受 験 願 書

× 整理番号	年 月 日
× 受験年月日	
× 試験の結果	

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

氏名 ㊟

採石業務管理者試験を受けたいので、採石法施行規則第 8 条の 9 の規定に基づき、申請します。

住 所	(〒) (☎)
氏 名	
生 年 月 日	

(備考) ×の項は記入しないこと。

(様式第10)

履 歴 書

住 所	(〒) (☎)
氏 名	
生 年 月 日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名



(備考) 職歴には、採石業に関するものを特に詳細に記載すること。

地籍調査の成果認証

日立市，龍ヶ崎市，鹿島郡銚田町，つくば市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	日立市，龍ヶ崎市，鹿島郡銚田町，つくば市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	<p>日立市大沼町1・2・3・4丁目の各全部 台原町1・2・3丁目の各全部 みかの原町1・2丁目の各全部 平成10年5月26日から 平成11年2月19日まで</p> <p>龍ヶ崎市大徳町の一部 平成9年6月30日から 平成10年3月31日まで</p> <p>鹿島郡銚田町大字安房，銚田の各一部 平成10年10月1日から 平成11年2月26日まで</p> <p>つくば市大字田倉の一部 平成10年10月1日から 平成10年10月20日まで</p>
認 証 年 月 日	平成12年 4 月12日

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の変更に伴い，水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に伴い水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画駐車場の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

駐車場（2号水戸市水戸駅南口自転車駐車場）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画高度利用地区の変更に伴い、下館市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

高度利用地区（下館市中央地区）

2 都市計画を定める土地の区域

下館市字稲荷の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画第一種市街地再開発事業の変更に伴い、下館市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

第一種市街地再開発事業（下館市中央地区）

2 都市計画を定める土地の区域

下館市字稻荷の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、下館市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・5・7号 一本松・八丁線）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画公園事業については、平成12年 4 月 3 日建設省告示第1120号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

平成12年建設省告示第1120号

水戸・勝田都市計画公園事業

7・5・301号大洗海岸公園

2 施行者の名称

茨城県

3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

4 事業地の所在

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字ヲタレ、字祝町、字箱磯ヨリ出洲迄、字後釜、字大洗下ヨリ箱磯迄、字見附窪、字大洗、字大洗下及び字大洗境外地内

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市菅生町字大並8633番、8634番

2 事業主の住所及び氏名

水海道市菅生町1847番地の 1

坂 巻 仁

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市滑川町字滝ノ作3143番3の一部、字滝ノ沢3145番、同番1、字太郎坂3146番1、同番2の一部、同番3、同番4、同番5、同番6の一部、3147番1、同番2、同番3、3148番2、3149番3の一部、3150番1、3151番1、同番2、3152番、かみあい町3丁目35番123、同番125、同番126の一部、同番127の一部

2 事業主の住所及び氏名

日立市弁天町1丁目3番11号

財団法人 日立市住宅・都市整備公社

理事長 樫 村 千 秋

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年 4 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
西総建指令 第 262 号	平成12年 4月 6日	谷中 榮吉	下館市大字伊佐山 100番地	下館市大字女方字北大 道東208番 2	メートル 4.02	メートル 21.24

~~~~~

---

正 誤

---

平成 9 年 8 月21日付け茨城県報第883号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤              | 正               |
|-----|----|----------------|-----------------|
| 7   | 54 | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山方町大字西野内字蛙田  |
|     | 56 | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山方町大字西野内字蛙田  |
|     | 59 | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山方町大字西野内字蛙田  |
|     | 61 | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山形町大字西野内字蛙田  |
|     | 63 | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山方町大字西野内字東山林 |
|     | 65 | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山方町大字西野内字蛙田  |
| 8   | 5  | 那珂郡山方町大字西野内字蛭田 | 那珂郡山方町大字西野内字蛙田  |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)